

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																		
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表 通則（略）</p> <p>第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ア～イ ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック、らくらくパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、<u>ネ</u>及び<u>ノ</u>に規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ（略）</p> <p>タ ア又はニに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト（略）</p> <p>ナ データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50 又はウルトラシェアパック 100 に限ります。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ニ 契約者は、ナに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">1 共有回線群ごとに</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th>料 金 額 （ 月 額 ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額通信料</td> <td style="text-align: center;">税抜額 1,000 円（税込額 1,080 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヌ～ネ（略）</p> <p>ノ ア及びヌの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める</p> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(略)	(略)	(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア～イ ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック、らくらくパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、<u>ネ</u>及び<u>ノ</u>に規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ（略）</p> <p>タ ア又はニに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト（略）</p> <p>ナ データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50 又はウルトラシェアパック 100 に限ります。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ニ 契約者は、ナに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">1 共有回線群ごとに</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th>料 金 額 （ 月 額 ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額通信料</td> <td style="text-align: center;">税抜額 1,000 円（税込額 1,080 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヌ～ネ（略）</p> <p>ノ ア及びヌの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める</p>	1 共有回線群ごとに		区 分	料 金 額 （ 月 額 ）	定額通信料	税抜額 1,000 円（税込額 1,080 円）	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表 通則（略）</p> <p>第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ア～イ（略） ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック、らくらくパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、<u>ヌ</u>及び<u>ネ</u>に規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ（略）</p> <p>タ アに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト（略）</p> <p>ナ 当社は、ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100、ウルトラビジネスシェアパック 50 又はウルトラビジネスシェアパック 100 の適用を受けているX i の契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。</p> <p>ニ～ヌ（略）</p> <p>ネ ア及びニの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める</p> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(略)	(略)	(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア～イ（略） ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック、らくらくパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、<u>ヌ</u>及び<u>ネ</u>に規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ（略）</p> <p>タ アに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト（略）</p> <p>ナ 当社は、ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100、ウルトラビジネスシェアパック 50 又はウルトラビジネスシェアパック 100 の適用を受けているX i の契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。</p> <p>ニ～ヌ（略）</p> <p>ネ ア及びニの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める</p>
通 信 料 の 適 用																			
(略)	(略)																		
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア～イ ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック、らくらくパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、<u>ネ</u>及び<u>ノ</u>に規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ（略）</p> <p>タ ア又はニに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト（略）</p> <p>ナ データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50 又はウルトラシェアパック 100 に限ります。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ニ 契約者は、ナに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">1 共有回線群ごとに</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th>料 金 額 （ 月 額 ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額通信料</td> <td style="text-align: center;">税抜額 1,000 円（税込額 1,080 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヌ～ネ（略）</p> <p>ノ ア及びヌの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める</p>	1 共有回線群ごとに		区 分	料 金 額 （ 月 額 ）	定額通信料	税抜額 1,000 円（税込額 1,080 円）												
1 共有回線群ごとに																			
区 分	料 金 額 （ 月 額 ）																		
定額通信料	税抜額 1,000 円（税込額 1,080 円）																		
通 信 料 の 適 用																			
(略)	(略)																		
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア～イ（略） ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック、らくらくパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、<u>ヌ</u>及び<u>ネ</u>に規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ（略）</p> <p>タ アに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト（略）</p> <p>ナ 当社は、ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100、ウルトラビジネスシェアパック 50 又はウルトラビジネスシェアパック 100 の適用を受けているX i の契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。</p> <p>ニ～ヌ（略）</p> <p>ネ ア及びニの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める</p>																		

	<p>端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月のデータ通信モードに係る通信（ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。）に関する料金については、4,200 円をその月間累計額とみなして取扱います。</p>
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア～キ（略） ク カ又はキの規定により選択したシングルパック等の定額通信料、(8)の3のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の3のヌ及び(8)の3のネに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。 ケ～ハ（略）</p>
(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用	<p>ア～エ（略） オ (8)の2のヌ及び(8)の2のノの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック（ケータイパックに係るものに限ります。）の適用を受けている X i（経過期間が 180 か月を超えている場合に限ります。）の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が 3,900 円を超える場合は、3,900 円をその月間累計額とみなして取り扱います。 ただし、契約者が第 20 条の 2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>

	<p>端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月のデータ通信モードに係る通信（ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。）に関する料金については、4,200 円をその月間累計額とみなして取扱います。</p>
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア～キ（略） ク カ又はキの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料、(8)の3のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の3のヌ及び(8)の3のネに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。 ケ～ハ（略）</p>
(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用	<p>ア～エ（略） オ (8)の2のヌ及び(8)の2のノの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック（ケータイパックに係るものに限ります。）の適用を受けている X i（経過期間が 180 か月を超えている場合に限ります。）の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が 3,900 円を超える場合は、3,900 円をその月間累計額とみなして取り扱います。 ただし、契約者が第 20 条の 2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>

第 4～第 5（略）

第 4～第 5（略）

第 6 ユニバーサルサービス料

第 6 ユニバーサルサービス料

- 1（略）
- 2 料金額

- 1（略）
- 2 料金額

1 契約ごとに

1 契約ごとに

区 分	料 金 額（月額）
ユニバーサルサービス料	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)

区 分	料 金 額（月額）
ユニバーサルサービス料	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)

(注)（略）

(注)（略）

第 7（略）

第 7（略）

第 2 表～第 6 表（略）

第 2 表～第 6 表（略）

別表 1～別表 7（略）

別表 1～別表 7（略）

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ソロモン諸島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Bemobile (Solomon Islands) Limited	9	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ソロモン諸島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Bemobile (Solomon Islands) Limited	△9	-	△A	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	シエラレオネ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Africell-Lintel (SL) Ltd.	6	-	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

附 則（平成 28 年 12 月 21 日経企第 1425 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、はじめてスマホ割キャンペーンに関する部分については平成 29 年 1 月 10 日から、データ定額バック（ウルトラデータLバック、ウルトラデータLLバック、ウルトラシェアバック 50 又はウルトラシェアバック 100 に限ります。）に係るテザリング通信に関する部分については平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第 677 号（平成 28 年 8 月 3 日）の附則第 3 項中、「平成 29 年 1 月 9 日までの間」を「平成 29 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	シエラレオネ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Africell-Lintel (SL) Ltd.	6	-	△A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック (以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。) のいずれか1つを選択していただけます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ (略)</p> <p>タ ア又はニに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ データ定額パック (ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50 又はウルトラシェアパック 100 に限ります。) を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合 (そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。) は、あらかじめ当社に申し出ていただけます。</p> <p>ニ 契約者は、ナに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 共有回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th>料 金 額 (月 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額通信料</td> <td>税抜額 1,000 円 (税込額 1,080 円)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(略)	(略)	(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック (以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。) のいずれか1つを選択していただけます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ (略)</p> <p>タ ア又はニに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ データ定額パック (ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50 又はウルトラシェアパック 100 に限ります。) を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合 (そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。) は、あらかじめ当社に申し出ていただけます。</p> <p>ニ 契約者は、ナに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 共有回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th>料 金 額 (月 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額通信料</td> <td>税抜額 1,000 円 (税込額 1,080 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額 (月 額)	定額通信料	税抜額 1,000 円 (税込額 1,080 円)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック (以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。) のいずれか1つを選択していただけます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>タ アに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ 当社は、ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100、ウルトラビジネスシェアパック 50 又はウルトラビジネスシェアパック 100 の適用を受けているX i の契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(略)	(略)	(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック (以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。) のいずれか1つを選択していただけます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>タ アに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ 当社は、ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100、ウルトラビジネスシェアパック 50 又はウルトラビジネスシェアパック 100 の適用を受けているX i の契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。</p>
通 信 料 の 適 用																	
(略)	(略)																
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック (以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。) のいずれか1つを選択していただけます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>エ～ソ (略)</p> <p>タ ア又はニに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ データ定額パック (ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50 又はウルトラシェアパック 100 に限ります。) を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合 (そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。) は、あらかじめ当社に申し出ていただけます。</p> <p>ニ 契約者は、ナに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 共有回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th>料 金 額 (月 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額通信料</td> <td>税抜額 1,000 円 (税込額 1,080 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額 (月 額)	定額通信料	税抜額 1,000 円 (税込額 1,080 円)												
区 分	料 金 額 (月 額)																
定額通信料	税抜額 1,000 円 (税込額 1,080 円)																
通 信 料 の 適 用																	
(略)	(略)																
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック (以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。) のいずれか1つを選択していただけます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>タ アに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ 当社は、ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100、ウルトラビジネスシェアパック 50 又はウルトラビジネスシェアパック 100 の適用を受けているX i の契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。</p>																

(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～キ (略) ク カ又はキの規定により選択したシングルバック等の定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。
(略)	(略)

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

- 1 (略)
- 2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～8 (略)

(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～キ (略) ク カ又はキの規定により選択したシングルバック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。
(略)	(略)

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

- 1 (略)
- 2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ソロモン諸島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Bemobile (Solomon Islands) Limited	9	-	A	○

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ソロモン諸島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Bemobile (Solomon Islands) Limited	△9	-	△A	△

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	シエラレオネ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Africell-Lintel (SL) Ltd.	6	-	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 2 月 28 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 12 月 21 日経企第 1425 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ定額パック (ウルトラデータ L パック、ウルトラデータ L パック、ウルトラシェアパック 50 又はウルトラシェアパック 100 に限ります。) に係るテザリング通信に関する部分については平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	シエラレオネ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Africell-Lintel (SL) Ltd.	6	-	△A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)

第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 28 年 12 月 21 日経企第 1425 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)

第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表 (略)

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)
		1 センタ側課金番号ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)
		1 I P電話番号ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)
		1 GW接続用 I P電話番号ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 28 年 12 月 21 日経企第 1425 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。

第1章～第13章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)
		1 センタ側課金番号ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)
		1 I P電話番号ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)
		1 GW接続用 I P電話番号ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p> <p>附 則（平成28年12月21日経企第1425号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。 （その他）</p> <p>2 経企第607号（平成28年7月22日）の附則第2項中「この改正規定実施の日から平成28年12月31日までの間」を「この改正規定実施の日から平成29年5月7日までの間」に、同項中「その契約者回線の提供開始日が平成29年6月30日までの間であるとき」を「その契約者回線の提供開始日が平成29年11月7日までの間であるとき」にそれぞれ改めます。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p>

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1～第5 (略)

第2表～第5表 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)

(注) (略)

別表1～別表6 (略)

附 則 (平成 28 年 12 月 21 日経企第 1425 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[現 行]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1～第5 (略)

第2表～第5表 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)

(注) (略)

別表1～別表6 (略)